

—— 第 3 編 ——

震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節 建築物等の耐震性等向上計画

行政経営部（施設課） 都市整備部（全課） 上下水道部（全課）

地震による建築物被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、応急対策活動の拠点となる建築物など防災上重要な公共建築物の耐震性の向上を図るとともに、一般建築物の耐震化の推進に努める。

1 公共建築物等

市が所有又は使用する公共建築物は、計画的に次の対策を講じて耐震性の向上を図る。

(1) 市の防災上重要な公共建築物

防災上重要な公共建築物とは、応急対策・防災活動の拠点施設、避難対応機能を備えた施設、要配慮者の利用施設等で、本市の場合には次の施設とする。これらの施設については、必要がある場合には補強工事を実施する。

- (ア) 市本部を設置する施設（市役所本庁舎）
- (イ) 市本部の代替施設となる施設（上尾市文化センター、市民体育館、上平公園）
- (ロ) 人命救助・火災処理活動施設（消防本部・消防署）
- (ハ) 救護・保健活動施設（こども保健センター・健康保健センター）
- (ニ) 指定避難所（各小・中学校）
- (ホ) 社会福祉施設等
- (ヘ) ライフライン施設（上下水道庁舎、上水道（浄水場）・下水道施設（中継ポンプ場）等）

(2) 地区防災活動拠点施設等

地区防災拠点となる各支所、避難所となる小・中学校の地区防災活動拠点施設については、昭和56年新耐震基準以前の建築物を対象とし、順次計画的に耐震診断を実施し、必要がある場合には補強工事を実施する。

(3) その他の公共建築物

その他、市が所有する公共建築物のうち、公民館や集会所、文化施設といった不特定多数の者が利用する建築物については、昭和56年新耐震基準以前の建築物を対象に耐震診断を実施し、必要がある場合には補強工事を実施する。

2 一般建築物

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施し、市はそのための助言、指導及び支援を行い、今後とも、より一層の助言等に努める。

(1) 建築指導等

市は、建築物全般（エレベーター、エスカレーター等の建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設等）の安全性の確保について、建築基準法に基づき、建築確認申請の審査、確認及び指導を行い、その実行を図る。

具体的内容は、建築物等の構造耐力、防火及び避難の諸点の安全確保を図る上で、次の規定がある。

- ア 木造及び組積造等の一般構造規定。
- イ 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止。
- ウ 一定規模以上の建築物について、構造計算を実施し、その安全性を確認する。
- エ 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- オ 防火区画、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限。
- カ 避難階段及び非常用進入口等の諸規定。
- キ 一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は、建築士が行う。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火災事例を考慮し、一般構造、防火避難規定等が強化されている。また、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例において、防災構造に関して諸規定を設け、安全性についての実効を図っている。

しかし、昭和56年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物や、竣工後に地盤沈下等の耐震性劣化の要因が生じた建築物の中には、必ずしも十分な耐震性を有していない一般建築物も存在している。

(2) 一般建築物の耐震性の向上

市は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断、耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、次の耐震化対策を講ずる。

ア 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応じるため、相談窓口を設置する。

イ 耐震化に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法、耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。

ウ 建築士会等との協力

建築士会等と協力し、建築関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者の養成等を通して、一般建築物の耐震化の確保を図る。

エ 関係情報の公開

建築物の耐震化のために必要な情報の提供を実施する。

(3) 上尾市建築物耐震改修促進計画の検証、見直し等

既存建築物の耐震改修を計画的に進めるため、「上尾市建築物耐震改修促進計画」を検証し、見直し等を行う。

(4) 発災時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化対策

市は県と連携し、緊急輸送道路、避難地、防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある建築物の対策を講じる。

ア 震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。

イ 震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、必要であると認めるときは、避難地、防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導、助言又は勧告を行う。

(5) 窓ガラス等の落下物防止対策

発災時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等落下物による危険を防止するため、次の落下物防止対策を講ずる。

ア 落下対象物調査の実施指導

繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物調査の実施を指導する。

イ 落下物防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発を行う。

ウ 改修等の指導

窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

(6) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、県と連携し、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

ア 市街地内のブロック塀の実態調査

市は、避難路、避難所、通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、県と連携し、それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

ウ ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

市は、ブロック塀を設置している者に対して、点検を行うよう指導するとともに、アの実

態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修、生け垣化等を奨励する。

また、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

エ 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

市は、県が行う、緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保に関する実態把握調査に協力する。

オ 自動販売機の転倒防止対策

(ア) 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

市は、県と連携し、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

(イ) 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

市は、県と連携し、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

カ 空き家等の実態把握

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

キ エレベーターにおける閉じ込め防止対策

市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

3 応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

市は、発災後の余震等による建築物の二次災害を防止するための判定や、防災上重要な建築物の使用の可否等について判定を実施し、発災後の応急復旧対策が順調に実施できるように、応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

4 被災度区分判定体制の整備

震災建築物の復旧を目的として、震災建築物の主として構造躯体に関する被災度を区分判定し継続使用するための復旧の要否を判定するため、民間建築士等の技術者及び各種建築関係団体と協力し、被災度区分判定体制の整備を図る。

5 ライフライン施設の安全化

市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める。

(1) 上水道施設の安全化

市の水は、県所管の県水と市の深井戸から汲み上げる地下水がある。県水の送水が長時間止まり、停電時は地下水の汲み上げができないため、多大な被害が発生する。

現在、浄水場は耐震化を進めており、また、万が一1か所の浄水場が給水できない事態となった場合、3か所の浄水場給水区域が相互に連結している点を活用し、他の浄水場給水区域からの給水を実現するため、計画作成や実施訓練等を行う事が今後の課題である。(資料11-1)

ア 施設の安全化

老朽管をはじめ老朽施設の更新を計画的に推進し耐震性を高める。

イ 緊急時対策施設

緊急時に近隣の水道事業体と相互融通できる連絡管及び、配水池から水道水の流失を防止するため、緊急遮断弁の適切な管理に努める。

ウ 応急資機材の確保

地震災害時の応急復旧活動を円滑に実施するため、近隣の水道事業体と修繕資材の共同購入、分担保管について協議し、整備する。

エ 応援協力体制の強化充実

応援体制は全国の水道事業体で組織する日本水道協会の県支部単位で確立されているが、さらに、水道工事関連業者等との応援協力体制を強化充実する。

(2) 公共下水道施設の安全化

令和6年度末現在、本市の行政人口に対する公共下水道普及率は、86.4%となっている。

平成10年度以降に埋設された管路は、耐震化しており、既設管路のおよそ4割が耐震化済となっている。

今後は既存施設も耐震性の強化を図り、整備を推進していく。

ア 施設の安全化

老朽化した施設や管路の更新を計画的に推進し耐震性を高める。また、以下の対策を講じる。

(7) 中継ポンプ場への電力の供給停止を想定し、自家発電装置の整備・点検・維持管理を行い、地震災害に備える。

(4) 中継ポンプ場の建設の際、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備える。

(7) 公共下水道管の破損などで水洗トイレが機能しなくなった場合の代替え施設として、マンホールトイレを整備している。このマンホールトイレは災害用トイレとしても活用できるよう、公共下水道区域内の避難所に整備を推進していく。(資料12-2)

イ 応急資機材の確保

災害時の応急復旧活動を円滑に実施するため、下水道の被害想定に応じて、必要な資機材を見直し、順次整備する。

ウ 公共下水道台帳の整備

公共下水道台帳は、平常時の維持管理における技術的基礎資料であり、災害時には被害状況の調査及び復旧の作業を円滑に進め、下水道の機能を速やかに確保する上で重要な資料である。

そのため、大規模災害に備え、台帳の分散保管や他の自治体等の支援の円滑化を考慮し、様式の標準化等を検討する。

エ 公共下水道の応援協力体制の整備

災害時に迅速かつ円滑な応急復旧が図れるよう、平常時から下水道工事関連業者等との協定を締結し、応援協力体制を強化する。

6 交通施設の安全化

道路・鉄道は、地震災害時に救援・救護や救援物資の輸送の重要な役割を担っている。これらの施設が地震で被災した場合には、人命にかかる大事故が多発することが予想されるだけでなく、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能が麻痺することも考えられる。このことから道路及び鉄道の施設の安全化は極めて重要な課題である。

(1) 道路施設の安全化

道路は地震災害時に、避難及び応急復旧対策を実施する上で不可欠である。このため各道路管理者は道路、橋りょうの耐震性の強化に努めており、さらに、道路施設の安全化を推進する。

ア 市道の安全化

(7) 管理道路に関し、老朽化した橋りょう及び歩道橋に耐震診断を実施するとともに、架替え補強等を実施する。橋りょうは、長寿命化の策定計画に基づき計画的な修繕及び架替えを進め、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障がないように努める。

(8) 停電時における幹線道路については、交通混乱を回避するための緊急措置として、警察署の要請により発電機を提供するなど、平常時から災害時の安全確保に努める。

イ 各道路管理者との連携

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所及び県県土整備部は、各管理道路に関し、道路施設の耐震性の強化や防災施設等の整備を実施している。

市は、これら各道路管理者の予防対策への積極的な協力を努め、市域の国道及び県道の道路施設の安全化を促進する。

7 河川施設の安全化

河川水が堤内地に流入すると、市民の生命及び財産に甚大な被害を与えることとなる。

このため、市が管理する河川施設の安全化を推進するとともに、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び県と連携を図り、市域に係る河川施設の安全化を促進する。

(1) 市管理河川の安全化

市域を流れる準用河川は、原市沼川、浅間川、上尾中堀川の3河川がある。

これらの河川の治水安全性の向上を図り、災害時における河川施設の安全化に努める。

(2) 各河川管理者との連携

市域には、荒川、鴨川、綾瀬川、原市沼川、江川の5つの一級河川が流れている。

市はこれらの河川を管理する管理者の予防対策への積極的な協力に努め、市域に係る河川施設の安全化を促進する。

第2節 防災都市づくり計画

都市整備部（都市計画課・市街地整備課・みどり公園課・建設管理課・道路河川課）

災害による被害を最小限にするため、耐震化及び不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめ、都市の防災構造化を推進し、上尾市国土強靱化地域計画に準拠した災害に強い都市づくりに努める。

具体的な計画は、第2編第1章第10節「防災都市づくり計画」に準ずるほか、地盤災害予防をふまえた諸対策の実施に努める。

1 液状化危険地域の予防対策

(1) 液状化現象の調査研究

防災アセスメント調査の結果から、荒川、綾瀬川沿いの低地、鴨川、芝川沿いの低地を中心とした地域では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が生じ、建築物や地下埋設物に被害をもたらす可能性があり、当該地域における液状化の危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、市のハザードマップ等を通じて、その結果を公表する。

(2) 液状化対策工法の普及・対策の実施

地震による液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

また、地盤を改良する工法、構造物で対処する工法など建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの各種対策工法の普及に努める。

2 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は、建築確認等の申請時に工法等について指導、監督していく。また、造成後は巡回等により違法開発行為の取締り等による造成地の指導、監督を徹底する。

3 地盤沈下の防止

地盤沈下と建築物、土木構造物の劣化現象の関連に関する調査を基に、地盤沈下の激しい地域の耐震性の劣化状況の把握に努める。

4 土地利用の適正化

居住機能や福祉・医療・商業等の様々な都市機能が計画的に配置された、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指し、都市計画法並びに都市再生特別措置法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

5 盛土による災害の予防対策

(1) 危険が確認された盛土に対する是正指導

県、市は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく館内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための評価調査や経過観察等を行うものとする。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

(2) 県からの助言

市は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受ける。

第3節 地震火災等の予防計画

消防本部

火災は、発災時の気象状況や市街地の状況等によっては、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物等関連施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

1 地震に伴う住宅からの出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

市は、災害時の火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練、広報紙等を通じて次の出火防止の知識の普及を図る。

ア 出火要因として最も多いものが、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。

イ 一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、石油ストーブ等で普及している対震自動消火装置がタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理方法の徹底を図る。

ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には、倒壊家屋や避難中の留守宅に電気が復旧した際に配線がショートし火災になったものもあると言われており、発災後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、感震ブレーカーの設置や過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、発災後は、ブレーカーを遮断してから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ 住宅用火災警報器等の設置の徹底及び維持管理の重要性について広報啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震で落下したり、棚が転倒したりすることで容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

このため消防本部は、査察計画に基づき査察を実施し、次の措置の徹底を図るよう、指導する。

ア 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。

イ 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

2 初期消火体制の充実強化

(1) 初期消火

ア 地域住民の初期消火の強化

発災時は、同時多発火災が予想され、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう、地域の自主防災体制を充実する必要がある。このため、災害時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部、消防団等と一体となった火災防止のための活動体制を確立する。

イ 事業所の初期消火力の強化

災害時には事業所独自で行動できるよう、自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

また、防火・防災管理者研修等を通じて各種訓練指導を推進し、防災行動力の向上を図る。

ウ 地域住民と事業所の連携

平常時から消火器等の常備や風呂水のくみ置き等を行うよう啓発するとともに、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の災害対応力を一層高めていく。また、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域の総合防災体制を充実強化する。

(2) 消防力の強化

常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、災害時の被害を軽減するため、次の計画を推進する。

ア 消防署の強化

消防庁舎の耐震化や感染防止対策を行い、消防装備の充実強化を図るとともに、消防職員の増員や資質の向上に努めるなど消防力の強化を図る。また、消防庁舎の非常用発電設備について計画的な更新を図るものとする。

イ 予防体制の強化

火災を未然に防止するため、予防知識の普及と予防意識の向上を図るとともに、事業所等に対する予防査察の強化、家庭に対する防火指導の徹底に努める。

ウ 消防活動体制の強化

大規模かつ多様化する火災、救助、救急に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車の整備及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助及び救急体制の強化を図る。

エ 情報伝達網の整備

災害時の被害情報の収集は重要なことから、消防通信指令システムについて計画的な更新を図るものとする。また、消防救急無線の適切な維持管理を図るとともに、計画的な更新を図るものとする。

オ 消防水利施設の整備

発災直後は、地盤の変動による水道管の破損等で、消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備、民間の水利施設の設置充実を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設を図る。

カ 特殊車両、資機材の整備

ポンプ車等の特殊車両の整備増強に努めるとともに、救助、救急等各種資機材の増強整備を図る。

キ 消防団消防力の強化

常備消防隊と一体となって火災、人命救助事案の多発に対処するため、消防ポンプ自動車等の計画的な更新整備及び資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の強化を図る。

3 危険物等関連施設等の予防対策

消防本部は、危険物取扱施設等の災害を未然に防止するため、危険物等関連施設、高圧ガス施設等に対して、消防法等に基づく立入り検査を実施し、保安施設等の不備欠陥事項を改善させる。また、訓練の実施を指導するほか、予防規程又は保安マニュアルを作成し、自主保安体制の強化と施設自体の耐震性の向上を図るなど、安全性を高めて、火災発生、危険物等の流出や放出の未然防止、発生時の防除を図るとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の向上を図る。

第4節 震災に強い地域（社会）づくり計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部

全ての市民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等の防災組織等の整備を促進する。

また、震災時に、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、市民、自主防災組織及び事業所が、それぞれ自助・共助の取組みを進めながら市、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

1 市民の役割

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担う。

(1) 平常時

- ア 防災に関する学習
- イ 火災の予防
- ウ 防災用品、非常持出品の準備
- エ 最低3日（推奨1週間）分のペットボトル等の飲料水及び食料の備蓄（第2編第1章第7節2食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備における市民による備蓄の推奨）
- オ 生活必需品の備蓄
- カ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置
- キ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ク 災害時の家族同士の連絡方法の確認
- ケ 市が実施する防災訓練への参加
- コ 近隣住民との積極的な交流及び地域活動（自治会等の活動等）への参加
- サ 住宅の耐震化及び不燃化

(2) 発災時

- ア 出火防止、初期消火で、被害の拡大防止と二次災害の防止
- イ 避難時には電気のブレーカーを遮断し、ガスの元栓を閉め、出口を確保
- ウ 自主防災活動への参加、協力
- エ 避難所での譲り合いのほか、避難所の運営等の活動に積極的に参加・協力
- オ 市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- カ 風評に乗らず、風評を広めない

2 自主防災組織等の充実強化

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、市民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。

このため、地域で自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。

(1) 自主防災組織の活動内容

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の購入・管理等 (資機材の例：初期消火資機材（可搬式動力ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）) ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、避難行動要支援者の現状)
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止、初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施 (特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する) ⑤ 避難所の自主運営活動の実施 (例：炊出し、給水、物資の配布、安否確認)

(2) 自主防災組織の育成

本市では、主に自治会等を単位に116団体、地区単位に12の連合会及びこれらを1つに集約した自主防災連合会連絡協議会（平成24年6月設立）が結成されているが、さらに相互の連携を図り積極的に防災力の強化を目指す。

3 事業所等の防災の組織及び体制の整備・充実

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市域に立地する事業所等の組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

特に、地域住民が通勤で不在のケースも多いため、防災関係機関と連携して、市域に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

(1) 事業所の行動計画

- ア 平常時から災害発生の未然防止に努め、災害発生時の被害を最小限になるように努める。
また、事業継続計画（BCP）などを作成する。
- イ 早期に事業所等の施設被害を把握し、二次災害の防止を行う。
- ウ 事業所等の施設又は地域で災害が発生した場合、率先して自衛消防隊を出動させ、地域と協力して被害の拡大防止に努める。
- エ 3日間（推奨1週間）の企業の従業員等のペットボトル等の飲料水・食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄を行う。
- オ 被災後は、可能な範囲で、顧客・避難者の受入れや備蓄物資の提供等、地域に貢献する。
- カ 被災した場合、早期に通常業務に戻れるよう復旧に努める。

(2) 防災組織の育成指導

ア 一般事業所

市は、県の支援・指導等を得て、事業所に自主的な防災組織の整備の促進を図り、災害時には各事業所が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

イ 危険物等関連施設、高圧ガス施設等の防災組織の育成等

市は、危険物等関連施設における予防規程、防災組織の活動等に対し必要な助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガスは、有する爆発性、可燃性、毒性、支燃性等の特性から、消防機関の活動にも限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体防災組織を設立し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

ウ 集客施設

市は、商業施設、病院、上尾市文化センター等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

エ 高層建築物

市は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

(3) 各防災組織等との相互の連携・協調

地域の災害対応力の向上を図るため、平常時から地域の自主防災組織、自主防災連合会、自主防災連合会連絡協議会、消防団、自衛消防組織、民生委員・児童委員、自治会長、市職員など、相互に連携が図れるよう努める。

第5節 防災教育計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部 学校教育部（学校保健課）

防災意識と災害対応力を高めるため、きめ細かい防災教育を、地域特性等を踏まえ体系的に行う。また、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供し、市民の自発的な防災学習を推進する。

具体的な計画は、第2編第1章第2節「防災教育計画」に準じ、地震災害の特性についての普及・啓発に特に努める。

第6節 防災訓練計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部 教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

発災時の被害を最小限にとどめるため、市は、県、防災関係機関、市民、事業所等と連携して災害に対応できる体制の確立を目指し、実践的な各種訓練を計画的に実施する。

具体的な計画は、第2編第1章第3節「防災訓練計画」に準ずる。

第7節 防災活動拠点等整備計画

行政経営部（施設課） 総務部（危機管理防災課） 都市整備部（道路河川課）
上下水道部（下水道施設課） 教育総務部（教育総務課）

発災時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、市本部を設置する本庁舎の耐震性を向上させ防災対策上の中核機能を高め、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

具体的な計画は、第2編第1章第4節「防災活動拠点等整備計画」に準ずる。

第8節 災害情報体制の整備計画

総務部（IT推進課・危機管理防災課）

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

市は、県及び防災関係機関と連携し、最新の情報通信技術、過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築する。また、災害が発生した場合に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保する。

具体的な計画は、第2編第1章第5節「災害情報体制の整備計画」に準ずる。

第9節 避難予防対策

総務部（危機管理防災課） 都市整備部（市街地整備課・みどり公園課・道路河川課）
教育総務部（教育総務課） 学校教育部（学校保健課）

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

具体的な計画は、第2編第1章第6節「避難予防対策」に準ずる。

第10節 物資及び資機材等の備蓄計画

総務部（危機管理防災課） 上下水道部（経営総務課・業務課）

大規模災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄及び調達体制の整備を行う。食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充する。

具体的な計画は、第2編第1章第7節「物資及び資機材等の備蓄計画」に準ずる。

第11節 医療体制等の整備計画

健康福祉部（健康増進課） 消防本部（警防課）

発災時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し、迅速かつ的確に対処していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時から発災直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の輸送体制の整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

具体的な計画は、第2編第1章第8節「医療体制等の整備計画」に準ずる。

第12節 要配慮者安全確保計画

総務部（危機管理防災課） こども未来部（保育課）
健康福祉部（全課） 市民生活部（市民協働推進課）

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者、障害者など災害対応力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人などが発災時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、要配慮者の防災対策を推進する。

具体的な計画は、第2編第1章第11節「要配慮者安全確保計画」に準ずる。

第13節 帰宅困難者対策

総務部（危機管理防災課） 市民生活部（交通防犯課） 環境経済部（商工課）

多くの市民が県内外に通勤、通学をしているため、首都圏で大規模災害が発生した場合には、その所在地で帰宅困難になることが予想される。また、本市に通勤、通学している者や本市を通過途中の者も同様である。

このため、平常時から帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発する。

1 帰宅困難者の定義

大規模災害時、鉄道の運行が停止し、外出先で足止めされることとなる。徒歩で帰宅しようとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者を「帰宅困難者」という。

2 帰宅困難者数の把握

県が実施した地震被害想定調査（平成24・25年）結果によると、本市の帰宅困難者（夏12時のケース）は、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合は最大24,000人、「東京湾北部地震」及び「茨城県南部地震」が発生した場合も最大24,000人にのぼると推計されている。

3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

多くの市民が帰宅できなくなることから、大規模災害発災直後は、地域の災害対応力が低下する。

(2) 非居住者の増加

本市に通勤・通学している者も、市域において多数の帰宅困難者となることが想定される。

(3) 都内帰宅困難者

県内外に通勤通学する市民のおよそ4割は県外において帰宅困難となるが、特に都内全体では約390万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

4 帰宅困難者等への啓発等

帰宅困難になった場合の対処方法等について、平常時から市民に広報紙等により啓発する。

(1) 市民への啓発

「自らの命は自ら守る」ことを基本とし、県が提唱する「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図り、次の点を実行するよう啓発する。

ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認。

イ 災害時の行動は、状況を確認して、安全無理のない計画を立案、実施すること。

(2) 災害用伝言ダイヤル171等の利用周知

発災時には、NTT東日本（株）や（株）NTTドコモ等は、電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言板（web171）（NTT東日本（株）提供）」、「災害用伝言板（携帯電話事業者提供）」等を開設するので、平常時から活用方法を広報紙や市ホームページ等で周知を図る。

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった学生・生徒、顧客や従業員等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

ア 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、飲料水、食料、毛布などの調達・提供及び情報の入手手段の確保並びに滞在・宿泊場所の確保

イ 交通機関の不通、停電、道路の寸断又は二次災害の発生が予想される場合、「むやみに移動しない」ことを原則に、状況に応じて一斉に帰宅させず分散帰宅させることや事業所等に一時的に待機させる滞在場所の確保、さらに長時間を要する場合には、簡易に宿泊できる空間や場所の確保

(4) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施し、市民への啓発を行う。また、隣接市町との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討する。

徒歩帰宅の心得7カ条 ～埼玉県～

<留まる>

- 1 連絡手段、事前に家族で話し合い
- 2 携帯も、ラジオも必ず予備電池

<知る>

- 3 日頃から帰宅経路をシミュレーション
- 4 災害時の味方、帰宅支援ステーション

<帰る>

- 5 職場には、小さなリュックとスニーカー
- 6 帰宅前には、状況確認
- 7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

第14節 調査研究

総務部（危機管理防災課）

地震による災害は、その災害が広範でかつ複雑である。震災対策を総合的かつ効果的に推進する上で、地震災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究は極めて重要である。

このため、県あるいはその他の機関が実施した調査研究の成果を有効に活用する必要がある。

また、震災予防計画の一環として実施する調査研究は、最終的に震災対策に資することを目的としており、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施することを検討する必要がある。

1 基礎的調査研究

調査研究を実施するため、調査研究の基盤を整備することが重要である。

そのため、各種防災データをデータベースとして整備するとともに、地震に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、県及び防災関係機関が実施する研究体制への協力を努め、調査研究成果の活用に努める。

(1) 調査研究基盤の整備

市は、災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究を推進するために必要な体制等の調査研究基盤の整備を検討する。

ア 防災調査研究データベースの整備

自然条件及び社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード及びソフト両面で地域別データ、国内外における実際の震災事例についてもデータとして収集し、防災調査研究データベースの整備を検討する。

イ 調査研究体制の強化

地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の共有化を図り、総合的な視点から調査研究が実施できる体制の強化を検討する。特に、埼玉県及び防災関係機関が実施する活断層等の観測研究体制への協力を努める。

ウ 地震観測の協力

地震の調査研究の基礎的データ収集のため、県が実施する地震計の設置及び地震観測体制への協力を努める。

(2) 調査研究成果の活用

市は、県、防災関係機関、関係研究機関等が実施する地震及び地震防災に関する調査研究に協力し、その成果を用いて科学的な震災対策の立案に活用するよう努める。

2 防災アセスメントに関する調査研究

災害の拡大防止と、その被害を軽減するためには、平常時から地域の特性を踏まえつつ、その地域の災害危険性を総合的かつ科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント調査」という。

市は、平成8年度、防災アセスメント調査を実施した。

《平成8年度調査の項目》

- (1) 調査の概要
- (2) 市の防災環境
- (3) 風水害の検討
- (4) 地震被害想定
- (5) 地域の災害危険性のまとめ

3 被害想定に関する調査研究

地震災害に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的としているため、実際の地震災害により近いことが重要である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験検証等をおりませた科学的な想定とし、震災対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して実施している。

また、地震による被害がどこで、どの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し改善事項を指摘して、とるべき予防対策及び応急対策に資する。

市では、平成8年度防災アセスメント調査において地震被害想定調査を実施し、南関東地震、綾瀬川断層による地震の2つの想定地震に対する被害予測を実施した。

《平成8年度調査の項目》

- (1) 想定地震
- (2) 被害想定的手法
- (3) 地震動の予測
- (4) 液状化の予測
- (5) 建物の被害予測
- (6) 地震火災の予測
- (7) 人的被害の予測
- (8) ライフライン被害の予測
- (9) 交通施設被害の予測

4 震災対策に関する調査研究

災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は多岐にわたっている。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは、過去の災害の実例を見れば明らかである。

過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因、被害をくい止める方法等を常に調査研究し、災害の防止策の向上に努めることも重要である。

特に、阪神・淡路大震災での被害、教訓を基に、都市型の地震災害や発災直後の行政対応に関する調査研究を実施し、その成果を今後の防災行政に反映させることが望まれる。

さらに、迅速かつ適切な災害復興が円滑に実施できるよう、復興対策についても、阪神・淡路大震災を始めとする復興事例の調査研究を実施する必要がある。

市は、これら震災対策に関する調査研究の推進に努める。

(1) 都市施設、建築物等の震災対策に関する調査

ア 都市施設

都市施設は、地震によりその機能が失われた場合、市民の生活や応急対策等に深刻な影響を与える。このため慎重かつ十分な点検調査が必要であり、破壊を防止し、破壊した場合の代替機能の確保等の都市機能の信頼性向上及び迅速な復旧のための調査研究の推進に努める。

イ 既存建築物

住宅等の民間建築物の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。また、耐火建築物を一体的かつ計画的に建築することで、延焼火災を防止する延焼遮断機能を確保することも可能になる。既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための方策等についての調査研究の推進に努める。

ウ 地震大火災対策

発災時に予想される同時多発的な大規模な火災対策を、科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等の基本的な重要事項に関する調査研究の推進に努める。

(7) 初期消火に関する調査研究

(4) 大規模な火災の防止に関する調査研究

(7) 地域特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

(2) 地震発生時の安全確保等に関する調査研究

ア 避難所の安全確保

避難所は、大規模な火災に際しても常に安全性が確保されなければならない。避難所の安全性は、それ自体の変化、あるいは周辺の環境の変化に影響を受ける。したがって、避難所の選定に当たっては、周辺環境の変化も含めて安全性についての調査研究の推進に努める。

(7) 避難所の確保を図るとともに、避難所の機能の向上を図るための整備に関する調査研究

(4) 避難所と避難路の安全性を図る延焼遮断帯設定のための調査研究

(7) 避難時に障害となる道路交通の動態調査及び避難の円滑化に関する調査研究

(5) 大規模な火災時に発生のおそれがある火災旋風からの避難所の安全性の調査研究

イ 緊急輸送道路網

発災後の関係機関による応急対策の実施に当たり、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要であり、効果的な緊急輸送が実施できるように、迅速な緊急輸送道路の確保等についての調査研究の推進に努める。

(ア) 基幹防災道路の調査研究

(イ) 防災拠点を連携する防災道路の調査研究（各道路管理者の連携）

(ウ) 鉄道被害の代替輸送の確保の調査研究

ウ 地震発生時の情報伝達

発災時に、地震情報、被害情報、被災地の状況、対策に関する情報等各種の情報を、被災者を含めた市民へ正確かつ迅速に伝達することが極めて重要である。したがって、地域的、社会的特性を考慮し、災害時の状況下での情報伝達で、最も効果的な情報の伝達方法、伝達内容等に関する調査研究及び災害情報システムに関する調査研究の推進に努める。

エ 地震災害時の社会的混乱防止

発災時は、生命の維持、生命の確保、経済的・社会的秩序の維持等に対する不安から、パニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。したがって、発災後の経済的・社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について、本市の社会的特性を考慮し調査研究の推進に努める。

オ 地震発生時の生活確保

災害時に、被災者に対し食料、飲料水、生活必需品及び住宅を供給し、その生活を確保することは、発災後の社会的混乱を防止する意味からも極めて重要である。したがって、発災後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置、効果的な品目の選定等に関する調査研究の推進に努める。

第2章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

全部

市域に震度5弱以上の地震が発生、又は「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震警戒）」が発令された場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

1 配備体制

震度5弱以上の地震等に備え、市は迅速かつ効果的な災害応急体制を実施できるよう、災害発生状況に合わせ以下の配備体制を整えていく。

(1) 警戒体制（原則的に市本部を設置しない体制）

配備体制	配備基準	指揮者
警戒体制	軽微な災害が発生したとき又は災害が発生したとき若しくは「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意）」が発令された場合	副市長

(2) 非常体制（市本部を設置し、災害応急対策を実施する体制）

配備体制	配備基準	指揮者
非常体制	相当規模の災害が発生したとき又は甚大な被害が発生した場合若しくは「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震警戒）」が発令された場合	市長

2 配備体制の解除

第2編第2章第1節2「配備体制の解除」に準ずる。

3 市本部の設置

第2編第2章第1節3「市本部の設置」に準ずる。

4 市本部の組織・運営

第2編第2章第1節4「市本部の組織・運営」に準ずる。

第2節 職員配備計画

全 部

災害応急対策活動の実施に必要な災害応急対策要員を動員配備し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 職員の配備

- (1) 職員の動員は、危機管理防災班を中心とし、市本部各部長、各副部長、各課・班長及び課・班員は必要な部門を動員する。また各課・班長は、職員の動員状況を把握し、本部へ報告を行う。なお、警戒体制一号・二号、非常体制一号・二号配備人数等については、資料2-3に記載する。

配備体制及び配備基準

配 備 体 制		配 備 基 準
警戒体制 (原則として市本部を設置しない体制) 指揮者：副市長	一号配備	震度5弱の地震で、軽微な災害が発生したときに、情報収集と応急対策に必要な人員を動員する。
	二号配備	震度5弱の地震で災害が発生したとき又は「南海トラフ地震臨時情報発表(巨大地震注意)」が発令された場合に、主として被害状況の調査及び応急対策に必要な人員を動員する。
非常体制 (市本部を設置し、災害応急活動を実施する体制) 指揮者：市長	一号配備	震度5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は「警戒宣言及び南海トラフ地震臨時情報発表(巨大地震警戒)」が発令された場合において市本部を設置し、当該本部の構成員のうち、本部長(市長)が必要と認める人員を動員する。
	二号配備	震度6弱以上で激甚な災害が発生した場合は、本部長が全職員(※4)を動員する。(業務継続計画(BCP)が策定された場合は、これによる。)

※1 警戒体制一号配備前の初動体制は、総務部長、行政経営部長、都市整備部長及び消防長の状況判断で、統括部・避難所班・各課被害状況調査担当職員等の動員する人員を定めて参集させ、副市長に報告のうえ、必要に応じて警戒体制一号配備に移行する。

※2 待機体制・警戒体制一号・二号配備及び非常体制一号配備の動員人員は、統括部・避難所班及び、その状況に応じて必要な課・班を立ち上げ、又は災害発生規模や避難所を開設する地区が限定されるなどの判断により、その動員する人員の規模を縮小して体制を組むことができる。また、待機体制及び警戒体制時より、必要に応じ、危機管理防災課経験職員や総務部管理職を災害対応の応援として参集要請することができる。動員調整班は統括部の応援職員を検討する際は、危機管理防災課経験職員(おおむね5年以内)の活用を優先的に検討することとする。

る。

※3 非常体制一号・二号配備における指揮者（市長）は、被害状況に応じ、本部員会議を経たうえで地区本部の動員する人員を他の課・班活動に応援又は振り替えて活動させることができる。

※4 非常体制二号配備の全職員とは、特別職、一般職、再任用フルタイムの各職員のうち、BCPの必要最小限の業務に従事する職員を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集・当面の応急対策などの災害業務を行う職員をいう。指揮者（市長）は、長期化する場合の交代要員・期間等を考慮し、本部員会議を経た上で決定する。

※5 上記の基準となる震度は、原則としてテレビ・ラジオ等で発表される市の震度とする。市の震度が発表されない場合は、近隣市町の震度を参考に判断する。

(2) 職員の参集場所

職員区分	参集場所
統括部	本庁舎庁議室 ※被災状況により、本庁舎7階大会議室等を使用
地区本部	各支所、本庁舎7階大会議室等
その他職員の課・班	災害時職員配備体制による（避難所班は、年度当初に危機管理防災課に指定された避難所）
消防職員	消防で定める基準による（市本部を設置する場合、消防長は非常体制一号配備から本庁舎）

2 職員の動員

職員の動員は、第2編第2章第2節2「職員の動員」に準ずる。

第3節 災害情報計画

全 部

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集する。

具体的な計画は、第2編第2章第7節「災害情報計画」に準ずる。

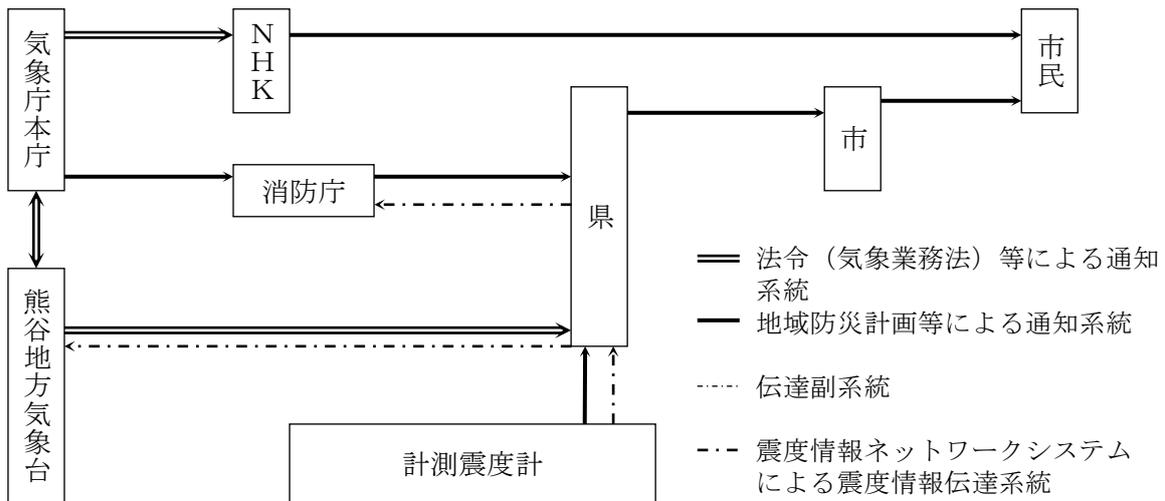
なお、地震情報等の収集伝達体制は次のとおりである。

1 地震情報等の収集伝達体制

市は、気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等で市民等に伝達する。

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。

地震情報収集伝達系統図



第4節 災害通信計画

統括部（広報班・危機管理防災班・情報集約班）

市は、災害時に市出先機関や防災関係機関等と情報通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、情報連絡システムを明らかにするとともに、防災関係機関等相互の連絡先の周知に努める。

具体的な計画は、第2編第2章第8節「災害通信計画」に準ずる。

第5節 災害広報・広聴計画

統括部（広報班・情報集約班） 市民生活部（市民協働推進課）

市は、発災時に、被災市民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などを広聴し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

具体的な計画は、第2編第2章第9節「災害広報・広聴計画」に準ずる。

なお、帰宅困難者対策等について、特に留意する。

1 帰宅困難者への広報

発災時刻によっては、都内に通勤・通学者等市民が取り残されることが予想される。このため、「災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言板（web171）（NTT東日本（株）提供）」、「災害伝言板（携帯電話事業者提供）」等を利用した安否等の確認方法についてPRを行う。

2 「埼玉県震災コーナー」の利用

県は、県ホームページ上に「埼玉県震災コーナー」を開設するので、市も必要に応じて「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

3 震災相談連絡会議の設置

発災早期に、県災害情報相談センターで、県、市町村及び関係団体との連携体制を強化するため、震災相談連絡会議が開催される。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報センターマニュアル」を作成する。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

統括部（危機管理防災班）

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊の災害派遣の要請を県に要求し、市民の生命・財産を保護する。

具体的な計画は、第2編第2章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第7節 県防災ヘリコプター出場要請計画

消防本部（指令課）

災害の状況に応じ、県に防災ヘリコプターの出場を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を迅速に行う。

具体的な計画は、第2編第2章第27節「県防災ヘリコプター出場要請計画」に準ずる。

第8節 応援協力要請計画

統括部（危機管理防災班・物資統括班・動員調整班） 健康福祉部（福祉総務課） 消防本部

被害が広範囲に及び、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、直ちに応援協定締結先に応援を依頼し、あるいは県等に応援を要請し、適切な応急救助を実施する。

具体的な計画は、第2編第2章第5節「応援協力要請計画」に準ずる。

第9節 要員確保計画

統括部（動員調整班） 健康福祉部（福祉総務課） 都市整備部（道路河川課）

災害応急対策要員等の人員が不足、又は特殊作業のため技術的な人材が必要なときは、必要な人員を雇用する。

また、多数のボランティアが救援活動に駆けつけることが予想される。そのため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、上尾市社会福祉協議会に設置する災害ボランティアセンターと緊密な連携を図り、ボランティアの受入れ、調整等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。

具体的な計画は、第2編第2章第24節「要員確保計画」に準ずる。

第10節 災害救助法適用計画

統括部（危機管理防災班）

災害救助法は、市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法の適用基準、適用時の措置等は、第2編第2章第4節「災害救助法適用計画」に準ずる。

第11節 消防活動計画

消防本部

大規模災害が発生した場合には、家屋の倒壊、同時多発火災等により極めて大きな被害が予想される。

そのため、関係機関・団体と連携し、消防の施設、資機材及び人員を最大限に活用し、人命救助に重点を置くとともに出火防止、初期消火及び延焼の拡大防止に当たる。

1 応急消防活動

災害時には、多数の火災発生等大きな被害が予想される。それらの被害の軽減、二次災害の防止等のため、配備動員体制を明確にするとともに、早期に初動体制を確立し、迅速かつ円滑な消防活動を行えるよう応急消防体制を定める。

(1) 初動体制の確立

ア 消防本部、消防署（分署）の初動体制

市域で震度5弱以上が発災したとき及び「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意）」が発令された場合並びに消防長が震災警戒体制を特に必要と認めたときは、早急に災害警戒体制の確立を図る。

(7) 初期措置の指令

市域で震度5弱以上を覚知したときは、自動的に非常配備体制が発令されたものと判断し、各署隊は直ちに初動出動態勢の確立と市域の被害状況の把握に努める。

(4) 情報収集体制の確立

各署所の通信施設・機器の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに情報収集体制の確立を図る。

(9) 警防本部の設置

市本部との活動調整及び各署隊の災害活動を総合的に処理し、災害情報の収集と活動方針の伝達等を的確に実施するため、消防本部に警防本部を設置する。

(エ) 特別配備体制の確立

消防長は、発生した地震の規模等により、有線及びその他の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

(4) 出火防止措置、庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気の始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設の被害の状況を確認する。

(カ) 車両の安全確保

消防車両の出場障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両

等（資料8-2）を車庫前又は安全な場所へ移動する。

(キ) 災害状況の調査

署所周辺の火災、救助、救急の発生状況及び周辺道路の交通障害の状況を調査する。

(ク) 消防機器等の確保

機能点検を実施するとともに、非常用燃料の確保に努める。

イ 消防団の初動体制

消防団長は、市内で震度5弱以上の地震が発生したとき及び「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意）」が発令された場合は、指揮連絡体制を確立し、非常配備体制を確保するため、消防団本部を設置する。

(7) 非常参集

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、消防団長、副団長は消防本部に参集し、消防団本部を設置する。

各分団員は、速やかに詰め所に参集し、分団長等の指示のもと管轄区域の被害状況の情報収集に努めるとともに、収集した情報は直ちに消防機関に報告する。

消防団本部は、各分団に、下命又は情報伝達を行う場合は、消防本部の責任者の許可を受け、消防無線を使用し各分団へ連絡する。

(イ) 出動体制の確保

消防車両の安全確保を図り、ホースの車両積載数を増やすとともに、初動体制を整える。

(ウ) 出火防止の広報

管轄区域内に火気の始末、出火防止等の広報を実施する。また、実施する際は、自治会等、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(エ) 初期消火活動

火災を発見した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動に従事する。なお、出火件数が多い場合には、適宜、付近の自治会等、自主防災組織等の協力を求める。

(オ) 救出活動

家屋の倒壊、窓や擁壁等の落下等による救助・救急事案の発生を覚知した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、被災者の救出、搬送等支援活動を実施する。また、活動実施には、付近の自治会等、自主防災組織等の協力を求める。

(2) 配備動員体制

消防関係機関は、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するように、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開して、火災から市民の生命及び財産を保護する。

ア 組織（消防本部、消防署、消防団）

消防関係機関は、以下の組織をもって、火災の延焼、被害の防止活動に努める。

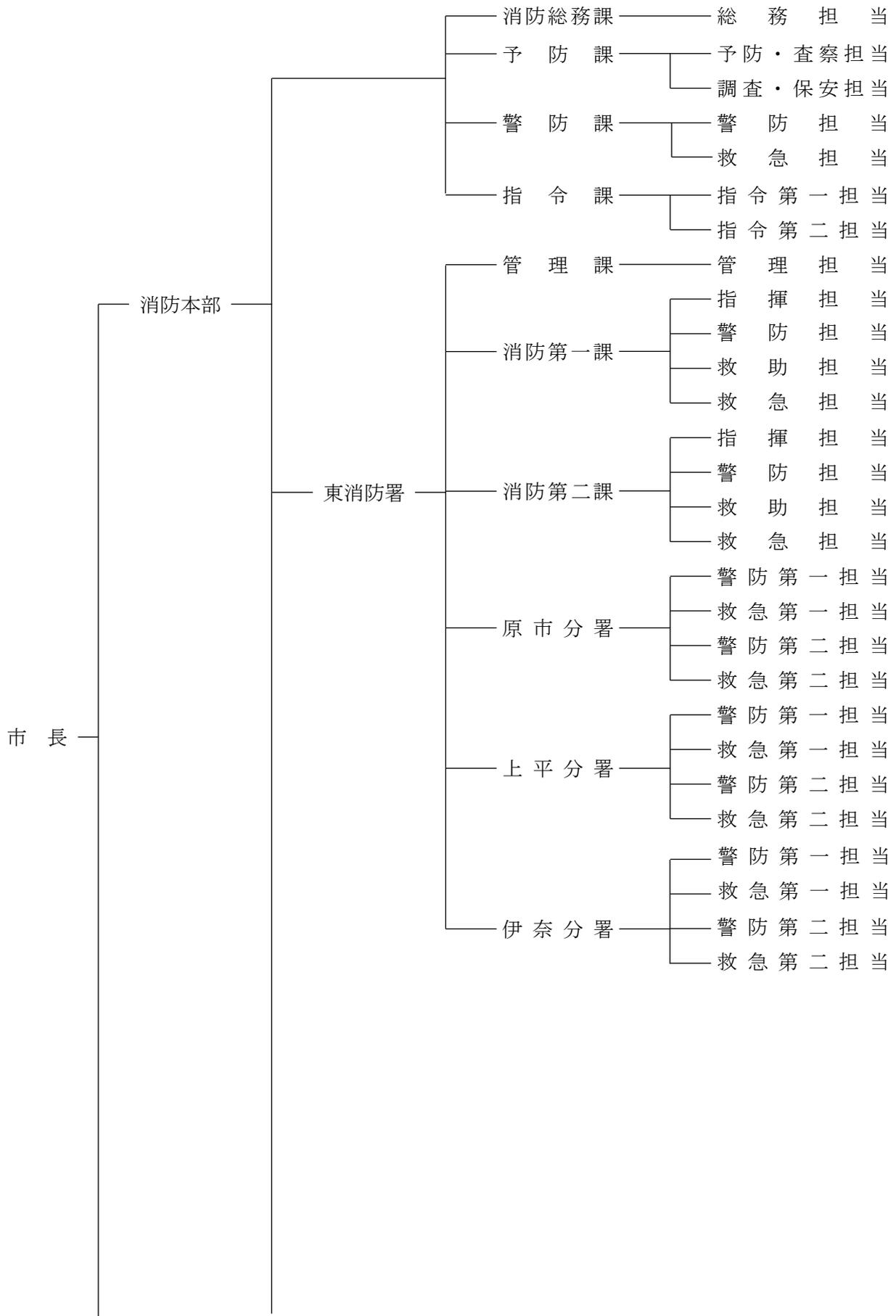
イ 消防資機材

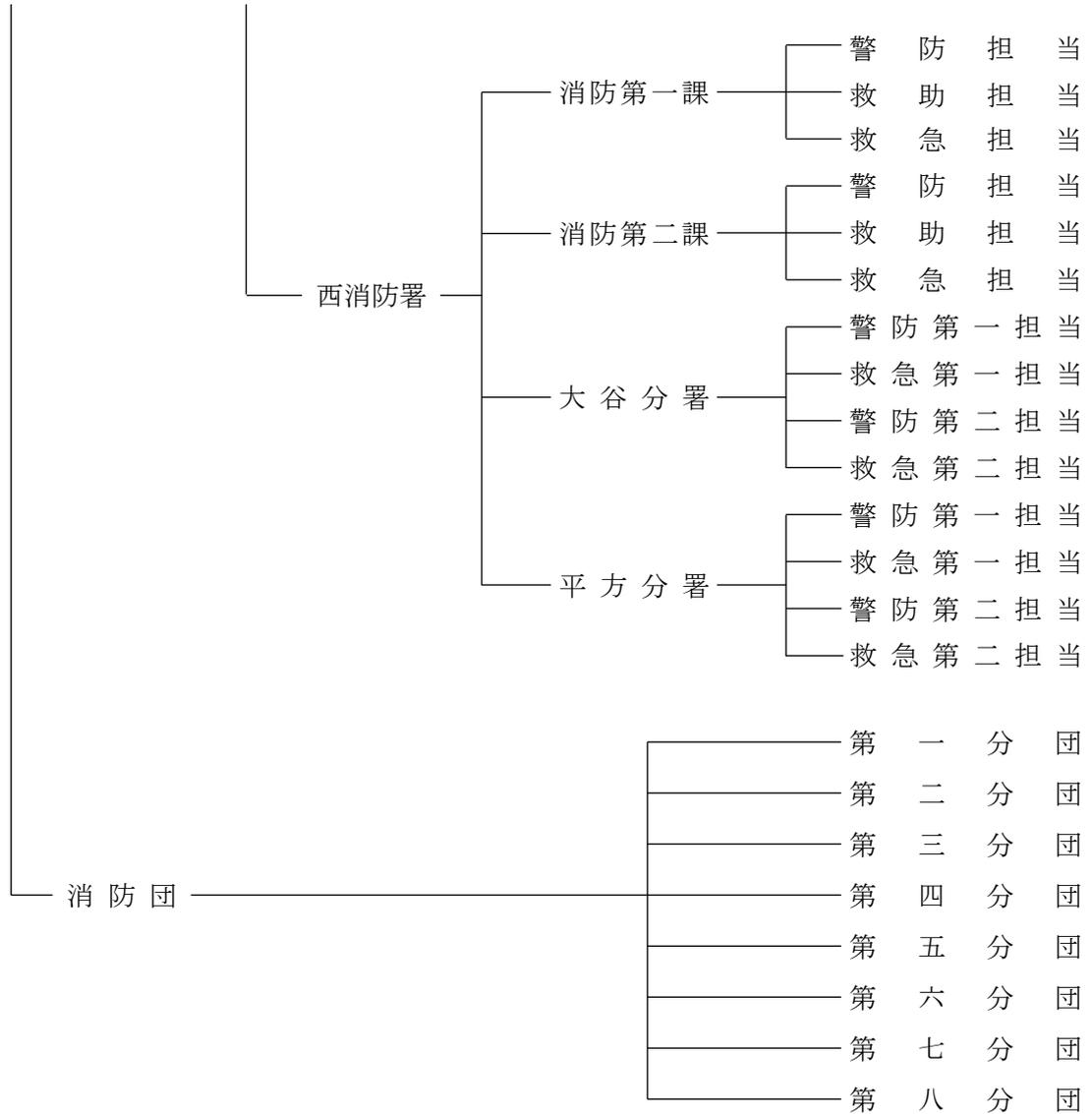
消防関係機関は、現有する消防資機材を最大限に活用し、被害の防止活動に努める。(資料8-3)

消防本部、消防署、消防団の組織 (令和7年4月現在)

消防本部(署)	人員	消防団	人員
消防正監	1	団長	1
消防監	3	副団長	2
消防司令長	21	分団長	8
消防司令	88	副分団長	8
消防司令補	52	部長	15
消防士長	67	班長	23
消防副士長	4	団員	69
消防士	92	合計	126
合計	328		

消防関係機関組織図 (令和6年4月1日現在)





(3) 消防活動

災害時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力を挙げて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

ア 消火活動

災害時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力を挙げて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼の拡大の防止を図る。

イ 人命救助・救急活動

災害時には、家屋の倒壊、窓や擁壁の落下、自動車事故、危険物・毒劇物等の漏れ等により複合的に被害が拡大することが予想される。このことから、消防の人員、資機材を活用し、人命救助活動、救急活動を最優先に実施し、人命の安全確保に努める。

ウ 安全避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、市民の安全避難を最優先に活動する。

エ 消防団の活動

原則として所属区域を優先して活動するが、消防団長又は消防長からの指示があった場合、近隣区域等の火災等発生状況により応援活動を実施する。

具体的な計画は、第2編第2章第11節「消防活動計画」に準ずる。

オ 自主防災組織の活動

消防関係機関は全機能を挙げて消火にあたる。大規模災害時には、多数の被害、道路閉鎖等により消防関係機関のみでは十分な消火活動が行えないことが予想される。そのため自主防災組織は、初期消火、延焼防止に努める。

具体的な計画は、第2編第2章第11節「消防活動計画」に準ずる。

カ 他の消防機関に対する応援要請

具体的な計画は、第2編第2章第11節「消防活動計画」に準ずる。

第12節 救急救助・医療救護計画

健康福祉部（健康増進課） 消防本部

大規模災害発災時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、迅速な医療救護活動を実施する。

具体的な計画は、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

第13節 避難計画

統括部（全班） 健康福祉部（障害福祉課・高齢介護課・健康増進課）

市民生活部（交通防犯課） 消防本部 避難所班

大規模災害が発災した場合は、家屋の倒壊、火災発生により、発災と同時に避難所に多くの市民が避難することが予想される。また、地震に対する恐怖と、続く余震、二次災害に対する不安も募り、混乱する状況も考えられる。

そのため、安全な避難誘導を行うとともに、避難所の早期開設を図り、避難者に当面の安心感を与えるとともに、避難所の初期の生活が円滑に行われるように努める。

具体的な計画は、第2編第2章第13節「避難計画」に準ずる。

第14節 交通対策計画

統括部（危機管理防災班・物資統括班） 市民生活部（交通防犯課）

都市整備部（建設管理課・道路河川課）

災害時の交通規制、緊急通行車両の確認等については、第2編第2章第12節「交通対策計画」に準ずるが、本節では、発災時に運転者がとるべき措置等について定める。

1 運転者のとるべき措置

地震が発生した場合は、運転者は次の措置をとる。市は当該事項を広報紙等で周知を図るとともに、発災時には防災行政無線等で周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等で災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを停止させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）は一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかに移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない場所に駐車する。

ウ 通行禁止区域内等で、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車させる。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいなかったり、措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない範囲で、車両等を破損する場合がある。

第15節 緊急輸送計画

統括部（物資統括班） 都市整備部（建設管理課・道路河川課）

災害時に応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

具体的な計画は、第2編第2章第23節「緊急輸送計画」に準ずる。

第16節 飲料水・食料・生活必需品等の供給・給与計画

統括部（物資統括班） 環境経済部（農政課・商工課）

上下水道部（経営総務課・業務課・水道施設課）

災害時は道路の陥没、亀裂などで水道管が破損し、広域にわたって断水が予想される。飲料水・生活用水を得ることが困難な市民に飲料水・生活用水を確保する。

具体的な計画は、第2編第2章第17節「飲料水・食料・生活必需品等の供給・給与計画」に準ずる。

第17節 帰宅困難者支援対策

統括部（危機管理防災班） 市民生活部（交通防犯課） 環境経済部（商工課）

多くの市民が県内外に通勤、通学しているため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、その所在地で帰宅困難になることが予想される。また、本市に通勤、通学している者や本市を通過途中の者も含め、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

1 情報提供等

各関係機関は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

実施機関	項目	対策内容
市	情報の提供、 広報、誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言板（web171）（NTT東日本（株）提供）」、「災害用伝言板（携帯電話事業者提供）」等の活用方法の周知 ・市ホームページ、メールマガジン、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディアの活用 ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
県	情報の提供、 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報
鉄道機関	情報の提供、 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
NTT東日本（株）	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル171 ・災害用伝言板（web171） ・特設公衆電話の設置等
ラジオ、テレビ 等放送・報道機 関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者向けの情報の提供 （県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、 運行情報）

2 帰宅活動への支援

各関係機関は、帰宅行動を支援するために、徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
市、県	水、食料、毛布等の配布	一時的な滞在施設、避難所等において、飲料水、食料、毛布等の配布
	休憩所提供の要請等	公共施設等の一部を休憩所・トイレ対策として開放、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
鉄道機関	一時休息所の提供	駅施設等の一部を一時休息所として利用
東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	沿道照明の確保	沿道照明用電力の供給（県からの優先復旧指示に基づく）

3 帰宅困難者への支援

市は上尾駅、上尾警察等の関係機関と協力して、駅周辺に滞留している帰宅困難者に、一時的に退避できる公共施設や地域の集会施設等を確保し、滞在现场へ誘導し、飲料水・食料等の生活物資を提供する。

また、長期化する場合には、避難所への移動を促す。

4 事業所等の対応

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった学生・生徒、顧客や従業員に、次の対応を促す。

ア 帰宅困難者に飲料水、食料、毛布などの提供及び情報の入手手段の確保並びに滞在・宿泊場所の確保

イ 交通機関の不通、停電、道路の寸断又は二次災害の発生が予想される場合、企業の社員や顧客等に帰宅困難な状況が見込めるときは、「むやみに移動しない」ことを原則に、状況に応じて一斉に帰宅させず分散帰宅させることや事業所等に一時的に待機させる滞在现场の確保、さらに長時間を要する場合には簡易に宿泊できる空間や場所の確保

第18節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

統括部（全班） 市民生活部（市民課） 環境経済部（環境政策課・生活環境課）

行方不明者について迅速に搜索、収容を行う。また、身元が判明しない死者については、適切に埋・火葬を実施する。なお、遺品及び遺体の取扱いは、死者の尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

具体的な計画については、第2編第2章第15節「行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画」に準ずる。

第19節 環境衛生計画

健康福祉部（健康増進課） 環境経済部（生活環境課・西貝塚環境センター）

大規模災害時には、道路障害等でし尿、生活ごみの収集が困難となる。また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため、廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

具体的な計画は、第2編第2章第26節「環境衛生計画」に準ずる。

第20節 応急住宅対策

行政経営部（施設課） 健康福祉部（福祉総務課） 都市整備部（建築安全課・みどり公園課）

家屋の倒壊、焼失等の被害で、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設する。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため応急修理を実施する。

具体的な計画は、第2編第2章第20節「応急住宅対策」に準ずる。

第21節 障害物除去計画

環境経済部（西貝塚環境センター） 都市整備部（建築安全課・建設管理課・道路河川課）

震災に際して、土砂、倒木等の障害物が日常生活に必要な場所や道路の機能上支障を来す場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

具体的な計画は、第2編第2章第22節「障害物除去計画」に準ずる。

第22節 被災施設等の応急対策

行政経営部（施設課）
都市整備部（都市計画課・市街地整備課・建築安全課・建設管理課・道路河川課）
上下水道部（業務課・水道施設課・下水道施設課）
教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関と相互に連携し応急対策を実施する。

また、発災時には、関係機関等の管理者に対し、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、発災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を講じるよう指導する。

1 災害復旧に向けた応急措置項目

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を市担当部局に報告する。

2 被災建築物

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性、落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することで、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保する。

市は、所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断を行う。

なお、市内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合は、近隣市町又は県（県土整備部、都市整備部）に危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 被災度区分判定調査

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ県、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

なお、被災度区分判定調査とは、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

(3) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

3 ライフライン施設

(1) 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社）

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(2) ガス施設応急対策（東京ガス（株）、東京ガスネットワーク（株）、（一社）埼玉県LPガス協会）

ガス施設・設備に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合に、ガス施設・設備の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は、東京ガス（株）埼玉支社等に通知し、その速やかな措置について協力する。

(3) 上水道施設応急対策

震災時は水道管の破損で広域にわたって断水が予想される。飲料水・生活用水を得ることが困難な市民に飲料水・生活用水を確保する。

ア 被害状況の把握

水道施設の被害状況、避難所の受水槽、水道管等の給水施設の被害状況、断水戸数などの被害状況を把握する。

イ 給水施設の応急復旧

大規模災害が発災した場合は、導水管・送水管・配水管に相当の被害が発生し、広範囲な断水が予想される。そこで、発災後は、一刻も早い平常給水の回復を図るため、被害箇所の復旧に全力を挙げる。

(ア) 復旧計画の作成

応急復旧活動は、発災後、速やかに被害状況を調査把握し、適切な復旧計画を決定して実施する。

(イ) 復旧順位の決定

復旧作業は、原則として送水管、取水施設、導水管、浄・配水場施設、配水本管、配水支管及び給水装置の順に実施する。災害の状況、各施設の状況、復旧の被害の程度、復旧の難易、復旧作業の対応力等を考慮し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を実施する。

ウ 関係会社等の協力確保

応急対策を円滑に実施するため、修繕工事等契約業者、指定給水装置工事事業者、請負工事契約業者、材料契約業者等に協力を要請し、発災後の応急体制の確保等に、遺漏のないように努める。

また、日本水道協会を通じ他の水道事業者に応援を求めるほか、応援協定締結市町村等に
 応援を要請する。

エ 災害時の広報

応急給水・応急復旧対策等の実施状況や活動状況について、市民に適時、適切に広報す
 る。

(4) 下水道施設応急対策

下水道施設が被害を受けた場合、速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺
 施設等への影響を把握し応急復旧を行う。

ア 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占用者など他機関からの情報、市民等か
 らの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、分担幹線等の緊急点検を実施
 する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャーでの計測等簡易な範囲で
 把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

《緊急点検場所及び点検内容》

点検場所	点 検 内 容
中継ポンプ場	①下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入） の有無
マンホール	①下水の流出の有無 ②マンホール蓋、口金の変形等異常の有無 ③周辺路面の異常の有無 ④マンホール内の異常（躯体、管きよ接合部、下水流下状況〔流量、 石油等危険物の流下〕堆積物等）の有無〔路上からの目視による〕
伏越	①マンホール内（躯体、管きよ接合部、下水流下状況、堆積物、ゲー ト等）の異常の有無〔路上からの目視による〕 ②管きよ埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 ③管きよ埋設場所の地表の異常の有無
水管橋	構造物の変形等異常の有無 下水の流出の有無
管きよ埋設道 路の路面等	①路面、地表の異常（陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）の有無

イ 緊急措置

緊急措置は、道路、周辺に与える影響を考慮し、管きよは二次災害の発生を防ぐのに最低
 限必要な措置、ポンプ場にあっては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

《緊急措置の内容》

①	安全柵、標識等の設置
②	段差部のすり付け
③	陥没部への土砂等による埋め戻し
④	排水ポンプの設置
⑤	土のうによる浸水防止
⑥	通行規制
⑦	下水道の使用制限
⑧	その他

ウ 応急復旧

民間業者などの協力を得て、優先順位に従って下水道の応急復旧を行う。

- (ア) 避難所になっている市内小中学校、県立高等学校の施設
- (イ) 市本部
- (ウ) その他、物資調達場所など活動拠点となる公共施設

エ 公共下水道の支援の要請

埼玉県下水道震災対策計画に基づき、市独自では十分な応急復旧措置ができない場合、次の事項を明らかにして、口頭又は電話で、支援体制連絡網に従い県荒川左岸南部下水道事務所及び支援対策班（支援対策班が設置されていないときは県下水道事業課）へ支援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

- (ア) 下水道施設の被害状況
- (イ) 必要な車両、資機材等の数量
- (ウ) 派遣要請人員
- (エ) 支援場所及び支援場所への経路
- (オ) 支援の期間
- (カ) その他必要な事項

オ 災害時の広報

関係機関と連絡をとり、下水道の被害状況等を市民に広報する。

(5) 電気通信設備応急対策（NTT東日本(株)埼玉支店）

公共機関等の通信確保はもとより被災地域の緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うため復旧体制の充実強化を図り、電気通信サービスの確保を図る。

具体的な応急対策等は、NTT東日本(株)の定める社内規定によるものとし、市はこれに協力するよう努める。

(6) 各施設の応急対策に使用する石油類燃料の確保

各公共施設及び指定公共機関において、停電時等の自家発電機や災害の応急対策に使用する車両等に石油類燃料の調達・確保ができるよう、石油元売り業者等との協定締結に努める。また、市は、飲料水の確保や消防活動に使用する石油類燃料を一定規模貯蔵している市内事業者との間で、融通できるシステムの構築に努める。

4 交通施設

(1) 鉄道施設の応急対策（東日本旅客鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)）

東日本旅客鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社は、地震によって列車、構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。

具体的な応急対策等は、各社の定める社内規定によるものとし、市は、これに協力するよう努める。

(2) 道路施設の応急対策

市は、市域内の道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、被害状況に応じた応急復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

5 その他公共施設等

(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

ア 施設利用者等を、避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

イ 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

市長は、家畜、畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

(3) 医療救護活動施設

ア 施設ごとに策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

イ 施設の責任者は、通信手段の確保に努め、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

(4) 社会福祉施設

ア 社会福祉施設は、発災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

イ 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

エ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

6 河川・水路応急対策

被害を受けた河川、水路は二次災害を引き起こすおそれがあるため、関係機関と連絡を密にし、早急に応急対策を行う。

市は、河川・水路が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、北本県土整備事務所に通報して、応急工事を速やかに実施するよう施設管理者に要請する。

市は、県と連携し、堤防、護岸の破壊等については、増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧する。また、水門、排水機等の破壊については、土のう、矢板等により締め切り、移動ポンプ車等を動員して内水を排除する。

第23節 文教・保育対策計画

こども未来部（保育課） 教育総務部（全課） 学校教育部（全課）

発災時、児童生徒の安全確保を最優先とし、さらに教育活動の場を確保し、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。保育も同様の対策を実施するほか、文化財についても必要な対策を講ずる。

具体的な計画は、第2編第2章第21節「文教・保育対策計画」に準ずるが、本節では、発災直後の学校のとるべき事項について定める。

1 校長の責務

校長は、発災直後における児童生徒等の安否の確認を別に定めるところにより、次の要領で実施する。

(1) 在校時に地震が発生した場合

ア 児童生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、発災直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設、周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

イ 児童生徒等の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等で、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防吏員から避難指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに退避させる。

ウ 避難後の措置

退避後あるいは下校時の児童生徒の安全確保が十分でないと判断したときは、安全な場所に留め置き、保護者又は保護者に準ずる者と定めた者へ直接引き渡す。

エ 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講ずる。また、定めた方法で保護者へ連絡し、その内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

(2) 在校時外に地震が発生した場合

ア 被害状況の把握

発災後、校長及び非常招集した教職員（災害初期対応員）は、施設設備の状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へメール、FAX等の手段を用いて速やかに報告する。

イ 児童生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童生徒等及び教職員の安全を電話等で確認する。

ウ 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じ、定めた方法により保護者へ連絡し、その内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

第24節 要配慮者安全確保対策

統括部（危機管理防災班） こども未来部（保育課） 健康福祉部（全課）
市民生活部（市民協働推進課） 教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

要配慮者は、災害時に自分の身体・生命を守る対応力が不足していたり、言語の障害から迅速、的確な行動が取りにくかったりするため、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進する。

具体的な計画は、第2編第2章第16節「要配慮者安全確保対策」に準ずる。

第3章 震災復旧復興対策計画

第1節 震災復旧計画

全 部

発災後、被災状況を的確に把握し、二次災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

具体的な計画は、第2編第3章第1節「災害復旧計画」に準ずる。

第2節 震災復興計画

全 部

被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

具体的な計画は、第2編第3章第2節「災害復興計画」に準ずる。

第3節 生活再建等の支援計画

全 部

大規模災害時には、多くの人々が被災し、家屋や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、生活安定を講ずる。

具体的な計画は、第2編第3章第3節「生活再建等の支援計画」に準ずる。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1節 趣旨

全 部

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本市域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、市防災会議は、南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、市防災計画の震災対策編の第4章として「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」を策定する。

第2節 臨時情報発表に伴う対応

全 部

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市は、庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。

2 市民、企業等へのよびかけ

県及び市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	状況	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフの想定震源域でモーメントマグニチュード（以下、「M」という）8.0以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフの想定震源域でM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(1) 住民の防災対応

ア 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等。

イ 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等。

(2) 企業の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等。

3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、県、市及び防災関係機関は、「第3編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第5章 火山噴火降灰対策

第1節 概要

県内で想定される地震と火山の噴火は、直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、市域では、2～10cm程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火では、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

第1 基本方針

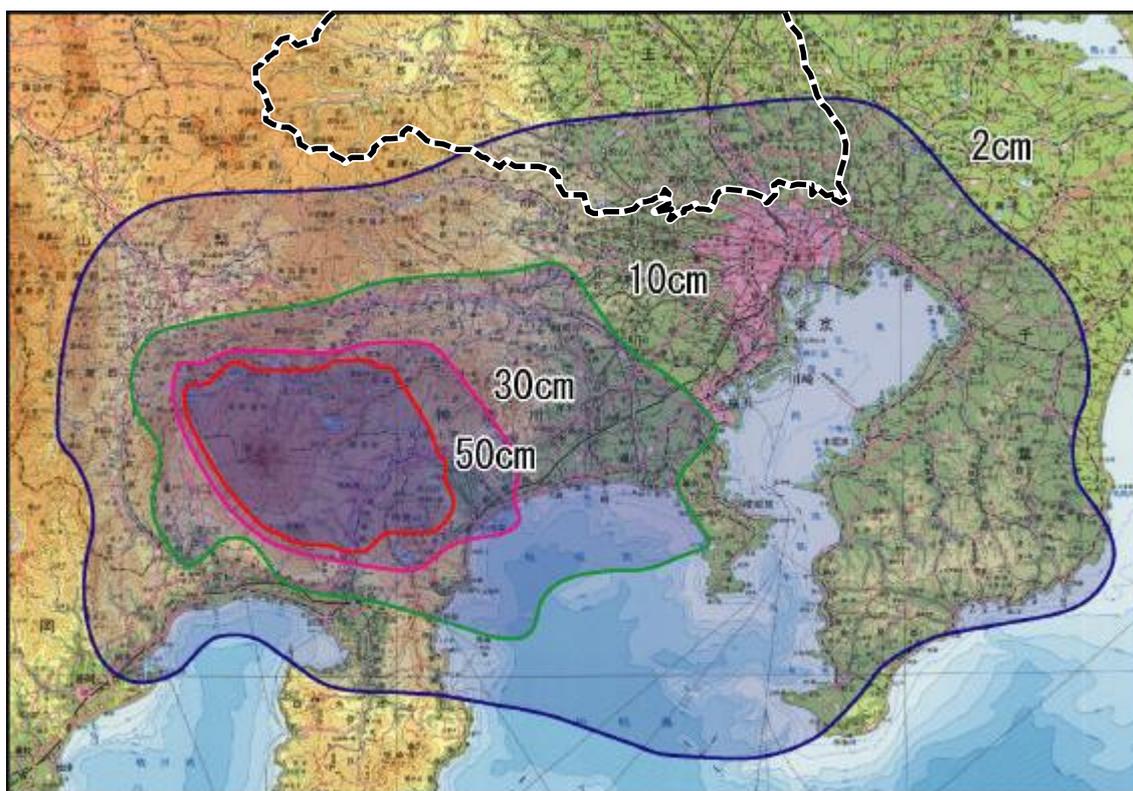
富士山及び浅間山の噴火が、市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第2 実施計画

被害想定

1 富士山が噴火した場合

市域では約2～10cmの降灰堆積の可能性がある。



(出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」)

2 その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性はある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる
湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
苦鉄質（シリカに乏しい） マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
珩長質（シリカに富む） マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

(出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会)

第2節 予防・事前対策計画

全 部

1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

○ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁地震火山部火山監視課火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報(居住地域)」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の地域に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報(火口周辺)」で、略称は「火口周辺警報」となる。

○ 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想させる
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出棟が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

○ 噴火予報

気象庁地震火山部火山監視課火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合にも発表する。

○ 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3※相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

※噴火警戒レベル3

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

○ 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 市の役割

- ア 火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発
- イ 火山情報の種類と発表基準の周知
- ウ 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知

(2) 市民の役割

- ア 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解
- イ 自分の住む地域の降灰の予測状況の把握
- ウ マスク、ゴーグル、飲料水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品の準備

2 事前対策の検討

市は、降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

- (1) 市民の安全、健康管理等
- (2) 降灰による空調機器等への影響
- (3) 視界不良時の交通安全確保
- (4) 農産物等への被害軽減対策
- (5) 上下水道施設への影響の軽減対策
- (6) 降灰処理

3 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

- ア 食料、ペットボトル等の飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進（最低3日（推奨1週間）分を目標。可能であれば1週間以上を推奨）

具体的な実施方法等は、第2編第1章第7節2「食料、生活必需品、飲料水の備蓄及び調達体制の整備」に準ずる。

第3節 応急対策計画

全 部

1 応急活動体制の確立

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

市本部体制は、第2編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。

2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は市域に降灰があったときは、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

発信手段は、第2編第2章第9節2「市民への広報活動」に準ずる。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ア 噴火警報・予報
- イ 火山の状況に関する解説情報
- ウ 噴火に関する火山観測報
- エ 噴火速報
- オ 降灰予報

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等で県に伝達する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ
- ・構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。

(例)

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

市民への発信は、即時性の高いメディア（緊急速報メール、X（旧Twitter）、データ放送など）も活用する。

3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を收容するため、市は避難所を開設・運営する。

具体的な実施方法等は、第2編第2章第13節「避難計画」に準ずる。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等で浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

4 医療救護

具体的な実施方法等は、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

具体的な実施方法等は、第2編第2章第12節「交通対策計画」に準ずる。

(1) 他県の例では、下記の事例が報告されている。

ア 電気設備： 降灰の荷重により、電線が切れる。

雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。

イ 上水道： 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。

火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素やその化合物、塩化物イオンなどの水質の値が上昇する。

ウ 道路： 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

エ 鉄道： 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

- (2) 降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

6 農業者への支援

- (1) 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、農作物の生育に悪影響を及ぼすため、市は、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- (2) 火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、市は、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

7 降灰の処理

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。私有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。

ア 降灰の収集

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして使用する等、指定の場所への出し方を周知する。

8 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる県外の住民を受け入れる。
対応方法等は、第2編第2章第13節7「広域一時滞在場所の確保」に準ずる。

9 物価の安定、物資の安定供給

市は、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が阻害されることがないように、市民や事業者に冷静な行動を求める。

市は、食料をはじめとする生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第4節 復旧対策計画

全 部

1 復旧対策

具体的な実施方法等は、第2編第3章第1節「災害復旧計画」に準ずる。

第6章 最悪事態への対応

第1 最悪事態を設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の災害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態を想定しておく必要がある。

第2 最悪事態への対応

震災対策編第1章から第5章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の生命、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、最悪事態を引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、最悪事態に対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 最悪事態の共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本市が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を示し、対策の方向性を検討する。

① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

最悪な状況

市や県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により市内7人、県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

市民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

<予防期>

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

② 支援者の犠牲はあってはならない

最悪な状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要です。

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールを定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③ 火災から命を守る

最悪な状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

最悪事態として考えられるのは、発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失 最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実に言い、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

最悪な状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震の最悪事態として、首都圏広域大停電が発災後1カ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 燃料又は電源の多重的な確保に努める。例えば災害対策本部が設置される市庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。

⑤ その時、道路は通れない

最悪な状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。首都高速道路を中心に車両事故が多発し、車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的の道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥ デマやチェーンメールは新たな災害

最悪な状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平常時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

最悪な状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課題

- 首都圏約12万3千人の負傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から市内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を進める。

⑧ 危険・不便な首都圏からの避難

最悪な状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、断続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、市は県と同調し、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の県外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

⑨ 助かった命は守り通す

最悪な状況

大規模災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、災害関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災東北3県の被災地全体の死亡者のうち65歳以上の占める割合は約6割であり、障害者数に占める死亡率1.9%は被災住民全体の死亡率0.9の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由は、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震で電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の把握、物資の供給、見回り）

対策の方向性

- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑩ 食料が届かない

最悪な状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波で大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着した食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊で、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

最悪事態の極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料のほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 原則最低3日（推奨1週間）分の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑪ 災害の連鎖を防止せよ

最悪な状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下だけでなく、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移を予見するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

